

# 第四次奈良県国土利用計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

- 奈良県国土利用計画は、国土利用計画法第7条に基づき、総合的かつ計画的な県土の利用を確保するため、概ね10年間の県土利用に関する基本的な事項を示すものです。
- 県土利用については、県土に限られた資源、諸活動の基盤であることに鑑み、自然的、社会的、経済的及び歴史・文化的条件に配意し、県民の生活環境の確保と県土の均衡ある発展を基本理念として行っていく必要があります。
- このため、県計画は、昭和52年の一次計画策定後、二次計画(昭和62年)、三次計画(平成9年)と、概ね10年ごとに改定を行ってきました。三次計画が目標年(平成17年)を経過し、昨年7月に新たに全国計画が策定されたことを踏まえ、人口減少社会の到来、地球温暖化の進行など、社会経済情勢の変化等に対応した新たな県土利用の方向性を示す必要があることから、このたび次期計画となる四次計画を策定しました。

## 2 計画の概要

目標年次	平成30年	(基準年次	平成17年)
想定人口	1,318千人	(平成17年	1,421千人)
想定世帯数	532千世帯	(平成17年	501千世帯)

### 特徴

自然と歴史が調和する本県の地域特性を活かしつつ、安全で安心できる県土利用を図っていくことを基本としたうえで、これらの一層の推進を図っていくことに加え、これまでの住宅地増加を抑え、雇用の確保と創出、県内消費の拡大につながる工業系、商業系用地への土地利用も積極的に推進していく目標を掲げています。

 **4つの基本方針と規模(面積)の目標**

### 現状・課題(県土を取りまく基本的な条件の変化)

- 人口減少、少子高齢化が進み都市化の進展が緩む一方で、空き家等低未利用の増加による市街地の空洞化や土地利用効率の低下が懸念されています。
- 経済社会活動は、就業、消費が京阪神大都市へ流れ、産業立地環境も脆弱であるが、新しい産業分野の成長、産業の高付加価値化等を伴い、交流・連携の活発化や地域間競争力を強めながら進展していくものと考えられます。
- 自然環境の保全や良好な景観形成に対する意識、大規模地震の発生懸念など県土の安全性に対する要請が高まりつつあります。
- 将来世代への影響が懸念される、地球温暖化、資源の制約、生態系の危機等への早急な対応が求められています。
- 県土利用の基本的課題は、
  - ① 県土のさらなる有効利用
  - ② 県土利用の質的向上
  - ③ 持続可能な県土管理



県民、NPO等多様な主体と行政との連携・協働

## 基本方針

### 自然と調和する県土利用

- 奈良を象徴する歴史的風土や自然環境の保全、これらと調和した土地利用を図ります。
- 自然の健全な物質循環の維持、都市的土地利用にあたっての自然環境への配慮、生物多様性の確保など、人の営みと自然が調和した土地利用を図ります。
- 大和青垣をはじめとする良好な景観の保全と形成を図ります。
- 自然とのふれあいの場となる農山村空間を活用し、都市住民と農山村住民との交流・連携を進めます。

### 安全で安心できる県土利用

- 災害に対する地域ごとの適正な土地利用に配慮し、防災拠点やオープンスペースの確保、病院の適正配置、ライフラインの多元化を推進します。
- 災害に関わる情報の周知や災害に強いまちづくりの推進など、減災を意識した土地利用を推進します。
- 森林のCO<sub>2</sub>吸収源等公益的機能の維持・向上を図ります。
- 生活環境の整備など、住みよいまちづくりを推進します。

### 経済活性化につながる県土利用

- 産業機能の集積促進を考慮した産業立地の計画的な推進を図り、企業等が立地しやすい環境づくりをめざします。
- 京奈和自動車道をはじめとする道路網の総合的な整備など、県内外の地域との交流・連携の促進を図ります。
- 案内施設等の観光交通基盤の整備、多様な宿泊施設の立地促進など、観光客が滞在し周遊しやすいもてなし環境の整備を促進します。
- 優良農地と担い手の確保、県産農産物の販路拡充と地産地消の推進、森林の整備・保全を図ります。
- 活力の維持・向上が課題となっている地域は、都市住民との交流・連携を図りつつ、雇用の確保・創出に向けた地域振興策を展開します。

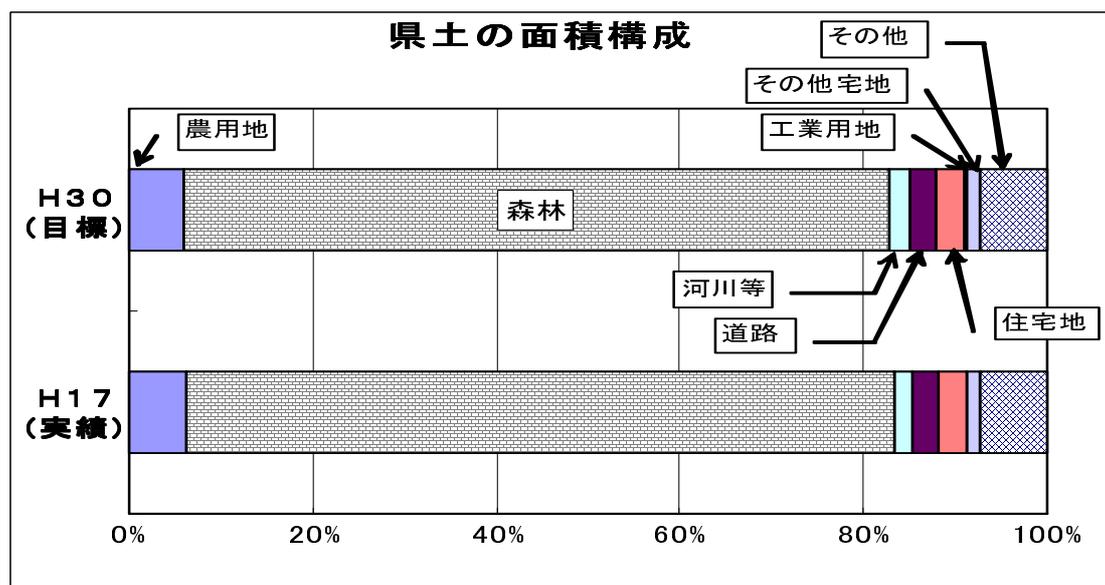
### 利便性と快適性のあるまちづくり

- 機能分担、交流、連携を前提として、広域的な視点に立った自律性のあるまちづくりを推進します。
- 拠点性のある主要駅を中心とした多様な都市機能を有する市街地の整備の推進を図ります。
- 住宅地は、量的供給から質の確保・向上へ重点を移行し、ゆとりある良好な住環境づくりを推進するとともに、まちなか居住を促進しコンパクトなまちづくりをめざします。
- 都市近郊の農用地、森林の憩いとやすらぎのある空間としての活用、市街地内の低未利用地の有効活用を図ります。

## 規模の目標（面積）

(単位：h a %)

	平成17年（実績）		平成30年（目標）		面積 増減
	面積	構成比	面積	構成比	
農用地	23,416	6.34	21,688	5.88	▲1,728
森林	284,024	76.95	283,692	76.86	▲332
原野	40	0.01	18	0.00	▲22
水面・河川・水路	7,897	2.14	8,179	2.22	282
道路	10,013	2.71	10,707	2.90	694
住宅地	11,163	3.02	11,581	3.14	418
工業用地	659	0.18	1,022	0.28	363
商業用地等 その他の宅地	4,676	1.27	4,979	1.35	303
その他	27,221	7.38	27,243	7.38	22
合計 (県土面積)	369,109	100	369,109	100	0



## 利用区分別基本方向

### 農用地

- ・優良農地の確保、計画的な生産基盤の整備、効率的な利用と生産性の向上、県土保全等多面的機能の発揮

### 森林

- ・経済的機能、公益的機能の発揮に向けた多様で健全な森林の整備・保全

### 河川等

- ・安全性の確保、治水施設の整備、保水機能の保持等総合的な治水対策、健全な水循環系の構築に通じた多様な機能の維持・向上

### 道路

- ・必要な用地の確保、持続的維持管理・更新、体系的な道路ネットワークの形成、良好な沿道環境の保全と創造

### 住宅地

- ・住宅ストックの質の向上、需要に応じた適正規模の用地の確保と再生、減災を意識した土地利用

### 工業用地

- ・新たな企業立地拠点等の形成、立地環境の整備、未分譲地の利用促進

### 商業用地等

#### その他の宅地

- ・商店街等の活性化、主要幹線道路を活用した商業系の土地利用、大規模集客施設立地の土地利用調整

### 低未利用地

- ・再開発用地、事業用地、公園等への有効利用、耕作放棄地の解消

## 地域別基本方向

### 大和平野地域

- ・歴史的風土、自然環境の保全と活用
- ・景観に配慮した観光交通基盤の整備、多様な宿泊施設の立地促進
- ・主要幹線道路の整備、これらを活用した工業系、商業系の土地利用の推進
- ・大都市近郊を活かした高収益農業の展開、優良農地の確保と耕作放棄地の解消
- ・森林の緑地空間としての整備・保全、県土保全等機能の維持・向上
- ・主要駅周辺の多様な都市機能を有する市街地の整備推進、
- ・住宅地の計画的、効率的な整備・再生

### 大和高原地域

- ・自然環境の保全、自然を活かした地域振興策の展開
- ・名阪国道等幹線道路への産業集積を考慮した土地利用の推進
- ・高原野菜等生産性の高い農業の展開と畜産振興、優良農地の確保と耕作放棄地の解消
- ・森林の多面的機能発揮に向けた整備・保全
- ・グリーン・ツーリズム等の推進による都市住民との交流の場の形成

### 五條・吉野地域

- ・豊かな自然環境の保全と活用、原生的な自然や野生生物の生息地等の保全
- ・京奈和自動車道等主要幹線道路への産業集積を考慮した工業系の土地利用の推進、工業団地等の未分譲地の利用促進
- ・果樹等生産の経営規模の拡大、優良農地の確保と耕作放棄地の解消
- ・森林の多面的機能発揮に向けた整備・保全
- ・グリーン・ツーリズム等の推進による都市住民との交流の場の形成

## 取組の概要

### 自然と調和する県土利用

- ・ 優れた自然、良好な景観、歴史的風土の適正な保全・再生に向けた行為規制等の整備、希少野生動植物の保護、野生鳥獣の計画的な保護管理
- ・ まちなみ、沿道景観の保全と形成、県民の景観保全・形成に対する自主的取組促進
- ・ 環境の保全と創造に向けた総合的な取組の推進、環境負荷の小さい都市構造や経済社会システムの形成推進、CO<sub>2</sub>吸収源となる森林、緑の保全・整備、廃棄物の3R推進と適正な処理

### 安全で安心できる県土利用

- ・ 災害につよいまちづくりに向けた面的整備の推進、防災拠点やオープンスペースの確保、病院の適正配置、ライフラインの多元化の推進
- ・ 土地利用状況を勘案した水系ごとの治水施設等の整備
- ・ 森林の公益的機能発揮に向けた整備・保全

### 経済活性化につながる県土利用

- ・ 新たな企業立地拠点等の形成、企業立地環境の整備、都市計画区域区分や用途地域の見直し
- ・ 京奈和自動車、中和幹線、学研都市連絡道、五條新宮道路等の整備促進
- ・ 観光案内拠点、駐車場等観光交通基盤の整備、宿泊施設立地促進に向けた土地利用規制上の措置検討
- ・ 優良農地の確保、農産物のブランド化や直売施設等販売拠点の整備推進、林道等基盤整備

### 利便性と快適性のあるまちづくり

- ・ 広域的な視点に立ったまちづくりに向けた圏域等の設定、主要駅を中心とした多様な都市機能を有する市街地の整備推進
- ・ 既存住宅ストックの質の向上、まちなか居住やコンパクトなまちづくりの推進

### 土地利用の転換の適正化

- ・ 人口・産業の状況、埋蔵文化財の状況、周辺の土地利用の状況、その他自然的・社会的・歴史的等条件を総合的に勘案し適正に実施

### 土地の有効利用の促進

- ・ 計画的な農業生産基盤の整備、農用地の利用集積促進、特産物の作付け拡大／森林の計画的な整備・保全／大滝ダム等の事業促進、河川改修や砂防地滑り対策／幹線道路の整備推進、体系的な道路ネットワークの形成／既存住宅ストックの活用、住宅団地の再生、既成市街地の再開発等の推進／京奈和自動車道等を活用した企業立地拠点の形成、未分譲工業用地の利用促進／耕作放棄地の農地への再活用と地域活性化のための他用途への転用 等

### 多様な主体の参画と連携・協働の推進

- ・ 持続可能な県土管理を進めるため、地域住民、NPO、事業者等多様な主体の参画に向けた取組みの推進、行政との連携・協働を図るための仕組みづくりなどの環境整備